

秦野市公共下水道全体計画見直し（素案）に対する
パブリック・コメント手続きの実施結果について

- 1 意見募集期間
平成23年1月20日（木）～2月28日（月）
- 2 意見募集の周知方法
広報はだの1月1日号（パブコメ予告）及び市ホームページ並びに広報はだの
2月1日号（素案の内容掲載）
- 3 素案の公表の方法
 - (1) ホームページへの掲載
 - (2) 公民館及び駅前連絡所における閲覧
 - (3) 本庁舎行政情報閲覧コーナーにおける閲覧
 - (4) 下水道河川整備課における閲覧
- 4 意見提出の方法
郵送、FAX、電子メール及び持参の方法による
- 5 提出された意見の内容及びその取扱い等
 - (1) 意見提出者数
3名
 - (2) 件数等の内訳及び対応状況

内容分類	件数	意見への対応区分（※）			
		A	B	C	D
①計画区域に係ること	2		1	1	
②処理方法に係ること	1			1	
③下水道施設計画に係ること	1			1	
④その他	2				2
計	6		1	3	2

A：意見等の趣旨等を計画に反映したもの

B：意見等の趣旨等は既に計画に反映されていると考えるもの

C：意見等の趣旨等を計画に反映することは困難だが、参考とさせていただくもの

D：内容に関する感想等その他のもの

6 意見・提案等一覧

番号	項目	意見・提案等の概要	市の考え	区分
1	計画区域	事業の成否も定まっていな い（仮称）加茂川土地区画整理 事業区域を下水道区域にする のは拙速である。	（仮称）加茂川土地区画整理 事業区域については、都市計画 上の特定保留区域（面整備が予 定されている区域）であること から下水道区域として位置付 けております。 本事業区域については、都市 計画上の位置付けに変更が生 じた場合に、見直すこととして います。	C
2	計画区域	市街化調整区域部分を見直 し、一部削除を図ったことは、 一応評価できる。	御意見のとおり、計画に反映 しております。	B
3	処理方法	市街化調整区域での処理方 法を、一律に個人設置型の合併 処理浄化槽での処理を押し付 けるのは間違っている。小規模 で簡易な『集落下水処理』とい った考え方を検討すべきだ。	市街化調整区域については 経済比較や地域特性などを総 合的に判断し、小規模な「農業 集落排水事業」を含む複数の事 業の中から個別処理（合併処理 浄化槽）での整備を原則とした 基本方針をまとめました。 したがって、現時点では小規 模な集合処理を計画しており ません。	C
4	下水道 施設計 画	浄水管理センター増設計画 が、大根・鶴巻処理区の伊勢原 市委託によってどう修正され たのか？過去の検証・反省した 上で、公表すべきである。	伊勢原市との広域処理によ り、中継ポンプ場の削減や処理 場の施設規模を小さくするこ とが可能となり、大幅なコスト 縮減を図ることができました。	C
5	その他	公共下水道区域からはずれ る住民に対して合併浄化槽設 置費用への助成金を継続的に 確保すること。	今後も、下水道区域以外の宅 地の単独処理浄化槽及び汲み 取り式トイレに対する合併処 理浄化槽への転換の補助につ いては、引続き実施して行きま す。	D
6	その他	神奈川県と連携し、合併浄化 槽の適正な維持管理が担保さ れるよう努めること。	監督権者である神奈川県に 対して、合併浄化槽設置者に対 する維持管理の徹底指導を強 く要請してまいります。	D